

第3期守谷市地域包括支援センターの業務委託について

1 概要

第2期(令和5年度～令和7年度)地域包括支援センターの委託期間終了に伴い、市内に事業所を持つ法人に地域包括支援センター受託の意向調査をしましたが、受託希望がありませんでした。

このため、第3期(令和8年度～令和10年度)についても、現在委託を行っている2法人に引き続き業務委託することで決定いたしました。今後、予算化に向け各法人及び予算担当課と協議を進めてまいります。

2 委託法人

圏域	北部	南部
名称	守谷市北部 地域包括支援センター	守谷市南部 地域包括支援センター
法人	社会福祉法人 輝寿会 (取手市井野253)	医療法人 慶友会 (守谷市立沢980番地の1)
所在地	大山新田149番地の1 (特別養護老人ホームやまゆりの郷内)	松並1630番地の1 (ひがしクリニック慶友内)

3 担当圏域等

圏域	北部	南部
名称	守谷市北部 地域包括支援センター	守谷市南部 地域包括支援センター
担当地区	大野地区、大井沢地区、 北守谷地区	守谷地区、高野地区、 みずき野地区
高齢者数 (R7.8.1現在)	6,632人	10,502人

4 業務内容

- (1) 総合相談支援業務
- (2) 権利擁護業務
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (4) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)
- (5) 認知症総合支援事業
- (6) 地域ケア個別会議の開催
- (7) 指定介護予防支援業務
- (8) その他の業務

5 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

6 職員の人員体制(案)

職員(3職種)の1人当たり第1号被保険者数が概ね1,500人程度となるよう、各法人1名の増員を検討します。

増員理由

- ①現在、各包括共に常勤職員1人当たり第1号被保険者数が約1,700人となっており、職員の負担が重くなっています。
- ②今後、第1号被保険者数の増加、かつ後期高齢者数の増加を考慮すると、相談件数の増加や業務の複雑化が予想されます。
- ③職員を増員することにより、より質の高いサービスの提供やより多くの高齢者の支援を可能にします。

参考資料 資料No.2-2 地域包括支援センター人員体制参考資料 参照

抜粋

○守谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年3月25日条例第4号)
(員数)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号。第3号において「省令」という。)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人